

交渉の議事要旨

課所等名	開催日時	開催場所	出席者		議題	発言概要	配付された文書等
			当局側	職員団 thể側			
夕張シューパロダム 総合建設事業所	平成24年3月22日(木) 16:30 ~ 16:45(15分)	夕張シューパロダム 総合建設事業所 小会議室	夕張シューパロダム総合建設事業所 所長 古市雄一 副長 今野浩二	全北海道開発局労働組合 札幌支部 夕張シューパロ分会 執行委員長 渡辺義孝 書記長 松下広行	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業所における超過勤務の縮減について ・当事業所職員の健康管理について 	<p>○職員団 thể側から 超過勤務の縮減に対する当局の考えを聞きたい。</p> <p>○当局側から 超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えており、職員の健康に十分配慮しながら、きめ細かな業務の進行管理に努めていきたい。</p> <p>○職員団 thể側から 職員に対する健康管理の徹底を求める。</p> <p>○当局側から 健康管理については、健康管理計画に基づき、職員の健康の保持増進と安全管理の徹底に努めていきたい。</p>	別添資料1
契約企画課	平成24年3月27日(火) 17:15 ~ 18:00(45分)	札幌開発建設部 1階入札室	契約企画課 課長 武田雅義	全北海道開発局労働組合 札幌支部 契約企画課分会 執行委員長 横内智子 書記長 中村真夕子	<ul style="list-style-type: none"> ・当課職員の健康管理について ・当課における超過勤務について 	<p>○職員団 thể側から メンタル疾患の職員について、今後も必要な配慮を行い、円滑な職場復帰の実現に努力してもらいたい。</p> <p>○当局側から カウンセリング制度や健康管理医の活用のほか、業務の軽減を検討するなど、必要な配慮を行っていき、円滑な職場復帰支援に努めたい。</p> <p>○職員団 thể側から 超過勤務の縮減について、当局の考え方を確認したい。</p> <p>○当局側から スタッフ間、職員間の業務量の平準化を図るなど、特定の職員に業務が集中しないよう努めるとともに、年度途中においても必要に応じて業務処理体制を変更するなど、超過勤務の縮減に努めていきたい。</p>	別添資料2

交渉の議事要旨

課所等名	開催日時	開催場所	出席者		議題	発言概要	配付された文書等
			当局側	職員団体側			
契約業務課	平成24年3月30日(金) 13:30 ~ 14:10(40分)	札幌開発建設部 1階入札室	契約業務課 課長 笠井和宏	全北海道開発局労働組合 札幌支部 契約業務課分会 執行委員長 扇谷 宏樹 副執行委員長 吉岡 文弘 書記長 長谷川 俊一 執行委員 小柏 毅	<ul style="list-style-type: none"> 当課における超過勤務の縮減について 当課の職場環境・健康管理について 当課職員のメンタルヘルス対策について 	<p>○職員団体側から 業務繁忙期における超過勤務縮減方策の検討を求める。</p> <p>○当局側から 職場の超過勤務の状況を踏まえ、柔軟に事務分掌の見直しや応援体制などを検討し、超過勤務の縮減に努めていきたい。</p> <p>○職員団体側から OA機器の設置及び作業環境の改善を求める。</p> <p>○当局側から 職場環境や職員の健康安全を念頭に、課内の配置見直しを検討するなど、OA機器に関する作業環境の改善に努めていきたい。</p> <p>○職員団体側から メンタル疾患の職員について、円滑な職場復帰ができるよう対応してもらいたい。</p> <p>○当局側から 本人の意向、健康管理医等の意見を聞きながら、円滑な職場復帰支援策を進めていきたい。</p>	なし

※文責は札幌開発建設部当局(今後修正があり得る)

○当事業所における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命じる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めていきたい。

○当事業所職員の健康安全管理について

健康・安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康安全管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、執務環境の点検整備等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

また、健康安全管理計画について、計画作成の際に、職員の意見等を聴いているところであり、平成24年度においては、特に、生活習慣病対策、超過勤務に係る臨時の健康診断・面接指導の実施、公務上等災害の防止及びメンタルヘルス対策の4つを重点事項として取り組んでいく予定としている。

なお、メンタルヘルス対策については、カウンセリング制度や健康管理医（精神科医）の積極的活用し、その予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていきたいと考えている。

○当課における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命じる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めていきたい。

○当課職員の健康安全管理について

健康・安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康安全管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、執務環境の点検整備等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

また、健康安全管理計画について、計画作成の際に、職員の意見等を聴いているところであり、平成24年度においては、特に、生活習慣病対策、超過勤務に係る臨時の健康診断・面接指導の実施、公務上等災害の防止及びメンタルヘルス対策の4つを重点事項として取り組んでいく予定としている。

なお、メンタルヘルス対策については、カウンセリング制度や健康管理医（精神科医）を積極的に活用し、その予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていきたいと考えている。